

## 再有効化申請について

決められた有効期間（2024年の1か年）において、更新講習会が未受講の場合は、指導員資格が有効でない状態になります。（更新講習会の未受講者）同様に、全柔連登録に不備があった場合は、指導員資格が有効でない状態になります。そうした場合は、翌年度に限り更新講習会を受講し、再有効申請を行えば、指導員資格は有効な状態になります。

再有効化に関わる講習会は、更新講習会（内容は、各講習会の内容に準ずる）で取り扱います。

必ず、担当者（濱岡、佐々尾）まで、相談のうえ、申し込んでください。

ただし、全柔連登録がなされていない場合は、その対象となりません。

## その他

(1)令和6年度における指導員資格に係る関係の講習会すべては、別途（開催約1か月前、地区連絡及びHP掲載）要項等により確認して、所定の申込用紙にて期限までに申し込んでください。

(2)指導員養成に係るすべての問い合わせは、教育普及委員会（濱岡、佐々尾）までお願いします。

### \*問合せ先

①濱岡繁人 090-4692-2889

②佐々尾義明 090-7972-4748

指導員資格に係る要件は、すべて指導員の資質に係る**自己責任を原則**として行いますので、管理、運用は、個人の責任によってお願いします。